解散公告（第一回）

当組合は、平成二十四年三月二十八日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

宮城県名取市下増田字大橋本二二九番一
名取市下増田臨空土地区画整理組合
代表清算人　洞口光太郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

群馬県前橋市大手町二丁目九番五号
財団法人群馬県公園緑地協会
代表清算人　田村　一男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十六日付の埼玉県知事の認可により平成二十四年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

埼玉県南埼玉郡白岡町西一丁目七番一二号
医療法人社団功人会
清算人　松村　功人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

愛知県江南市古知野町古渡八九番地
特定非営利活動法人尾北シニアネット
清算人　能祖　優

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年二月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

三重県津市久居新町一一五二番地一
特定非営利活動法人あゆみ
代表清算人　水谷多真子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十二日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

三重県津市新家町二一三五番地
清算法人新家土地改良区
代表清算人　玉井　幸次

解散公告（第一回）

当基金は、平成二十四年三月十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

滋賀県近江八幡市出町四六一番五号
滋賀県自動車厚生年金基金
清算人　竹内　貢

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月二十日開催の臨時理事会の決議により寄附行為を変更し、平成二十四年三月三十一日の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

奈良県橿原市大久保町三二〇番地一一
財団法人健やか奈良支援財団
代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって法人存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

岡山県井原市七日市町一〇番地
財団法人井笠地域地場産業振興センター
代表清算人　瀧本　豊文

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十九日開催の財団法人徳島県企業公社理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

徳島市藍場町一丁目四番地
財団法人徳島県企業公社
清算人　黒田　芳照

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

北海道上川郡清水町南四条二丁目二番地
財団法人清水町農業振興公社
代表清算人　間木野篤雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年二月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

岩手県宮古市川井第六地割一三八番地の一
社団法人繋報徳社
代表清算人　佐々木　登

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一一号第二名和ビル六階
財団法人国際郵便基盤研究開発センター
清算人　早田　利雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日を以て解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

東京都足立区中央本町一丁目一七番一号
財団法人足立区まちづくり公社
代表清算人　藤井　昌記

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

東京都渋谷区神山町五番五号
財団法人アジア二十一世紀奨学財団
代表清算人　角田　英一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

神奈川県茅ヶ崎市十間坂三丁目六番五号
財団法人茅ヶ崎市都市施設公社
清算人　稲岡　輝雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十四日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月九日

横浜市中区尾上町六丁目八一番地ニッセイ横浜尾上町ビル内
社団法人横浜市レクリエーション協会
代表清算人　木村　嘉秋